

1945 - 2025 憲法・平和・女性の人権

2～3面 戦後80年

ここからの大人たちへ 女性差別をなくすために
太田啓子（弁護士）

4～5面 北京会議30年

女性の参加なくして、平和はつぐれない
三輪敦子（ヒューライツ大阪 所長）

6～7面 日本YWCA120年

秘蔵写真で振り返る戦後80年
平和へのアクション

The Young Women's
Christian Association

YWCA

8

AUGUST
2025

〈第34総会期主題聖句〉

平和を実現する人々は幸いである
—マタイによる福音書5章9節—

〈ビジョン〉

女性がリーダーシップを発揮し、
人権・平和・環境を大切にする社会

〈ミッション〉

若い女性をエンパワーし、共に社会変革を進めます。

〈バリュー〉

キリスト教基盤 平和・環境 人権 セーフスペース



「YWCAグローバル基金」キャンペーンポスターより

これは、日本YWCAが2002年に発信したメッセージです。

「女性には世界を平和へと導くパワーがある。若い女性や少女が、その力を未来に向けて発揮できるように」
そんな願いが込められています。

平和とは、戦争がない状態だけではなく、あらゆる人の人権が守られること。

2025年のいま、世界に向けて、再びこのメッセージを届けます。

戦後80年×憲法と女性の人權

ここからの大人たちへ
女性差別をなくすために

弁護士 太田啓子

『虎に翼』の時代から
女性たちの闘いを経て

昨年放送されたNHKの朝ドラ『虎

に翼』は、日本初の女性弁護士で後

に日本初の女性判事となった三淵嘉子

さんをモデルにした物語で、さまざま

なエピソードを通じて差別のありよう

を描いたこと、憲法、特に「法の下

の平等」をつたう14条を正面から扱っ

たことが大きな反響を呼んだ。『虎に

翼』に描かれていたように、戦前の日

本では、女性差別が合法であり憲法違

反でもなかった。女性には選挙権がな

く、家庭内では家長に従う存在として

財産権も保障されなかった。大学進学

や、まして司法試験に合格することはごく一部の恵まれた女性のみにしか選べない道だったが、それでも、男性と同じ司法試験に合格しても裁判官にはなれなかった。

1947年に日本国憲法が施行された後も、露骨な女性差別がすぐに無くなったわけではもちろんなかった。女性だけに課せられていた「結婚退職制」が争われた裁判（住友セメント事件）は、1963年に結婚を理由に解雇を申し渡された女性職員によって提訴され、66年に原告勝利の判決が下された（その後会社と和解、結婚退職制は廃止）。67年には、男性が55歳定年なのに女性が30歳で退職しなければならぬ「若年定年制」について不合理だ

という裁判が提訴され（東急機関工業事件）、69年の最高裁判決は「女子従業員30才、男子従業員55才と女子を著しく不利益に差別する本件定年制は、著しく不合理なもので、公序良俗に反して無効」と断じた。このような女性たちの憲法を根子にした闘いを経て、女性であることを理由とした早期退職制度は認められないことは確立された。

先人たちの奮闘で女性差別は相当に解消された——とはいえ、今の日本社会にも、性差別構造はつくづく根深く存在する。弁護士業務で扱う離婚事件で痛感するのは、家庭内でのケア労働（家事、育児、介護）が女性に偏り、それが女性の経済力の足かせとなり、政治分野でのジェンダーギャップ解消を妨げているということだ。

『女らしさ』と
『男らしさ』の呪縛

『男女共同参画白書』（左上）によると、日本の女性は、男性の5.5倍、無償労働に時間を割いている。ここまで偏っている国は他にない。離婚事件で夫婦

の歴史をつぶさに尋ねていくと、「夫の転勤についていくために仕事をやめた」「夫の帰宅が遅くワンオペ育児だった。子どもが1人だけならなんとかだったが、2人になり、とてもまわらなくなって仕事をやめた」などと、家庭を維持するために自身の経済力が失われる選択に妻が追いやられることだ。いったんキャリアを中断した子持ち女性が、その後再び自立可能な賃金を得られる職に就くのはかなり困難なことだ。その後離婚ということになった場合、失われた経済力が補填されるわけでもなく、暴力からの解放を求めて離婚に踏み切ろうとすると貧困を覚悟しなくてはならないのはあまりに不正義だ。

他方で男性たちは幸せかというと、必ずしもそうとも見えない。離婚事件では、DV・モラルハラスメントなどの男性の問題行動を多く見る。女性のDV・モラルハラスメントと異なり男性のそれは、非常にパターン化されており「どのDV夫もみんな同じようなことばかり言つ」のが際立った特徴だ。日常的に怒鳴ったり、不機嫌や無視で家族を威圧し、「誰のおかげで食べられ

これからの男の子たちへ

「男らしさ」から
自由になるレッスン

太田啓子 著／大月書店（2020年）

あわせて
読みたい



多くの離婚事件に取り組み、2人の男の子を育てた著者が、性差別や性暴力を根絶するためにできることを説く。子育て本のようなが、対象は「親」や「男の子」に留まらない。多くの大人に潜むであろう無自覚の差別意識に目を向けさせる。社会全体を変えるために一人ひとりが意識や行動を変えることが肝要だ。本書を手掛かりに、気付くことから始めてみよう。

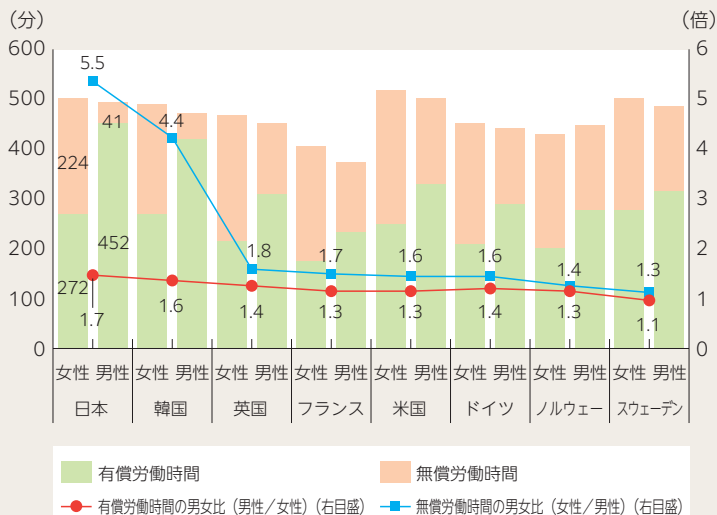


profile

おおた・けいこ

国際基督教大学卒業。2002年、弁護士登録（神奈川県弁護士会・湘南合同弁護士事務所）。離婚・相続等の家事事件、セクハラ・性被害等民事事件を主に扱う。明日の自由を守る若手弁護士の会メンバー。企業や学校でジェンダー平等に関する講演・ゲスト授業等を行う。2025年4月に『100年先の憲法へ「虎に翼」が教えてくれたこと』（太郎次郎社エディタス）を上梓。

男女別に見た生活時間（週全体平均）（1日当たり、国際比較）



*2023年版『男女共同参画白書』（内閣府）をもとに編集部で作成

「文句があるなら出ていけ、離婚してやる」と何度も言っていたのに、いざ本当に離婚を求められるや「妻に追い詰められて、殴られた」「自分こそDV被害者だ」などと言い出す。会社や親戚に離婚したことを絶対に知られたくないからという理由で離婚を拒否する男性もいる。

「こいつは男性というのは「妻子を養っている、社会的に一人前の男性」という自分のイメージを失いたくないのだらう」と思われる。「女らしさ」「男らしさ」の呪いを内面化していると、性別問わず個人としての幸福度は間違いなく低くなる。

いま、ここから
私たちができること

このような問題意識から私は2020年に、子育てとジェンダーをテーマにした『これからの男の子たちへ』を出版し、読者や講演参加者からいろいろな声を聞

く機会に恵まれた。性差別的価値観を次世代に引き継がせないように、親や教師だけでなく、社会全体でも気を付けるべきことは多々ある。「男の子だから泣かないの」という声かけは、弱みを見せることは恥ずかしいことだという呪いを男性に内面化させる。「女の子だから受験に失敗しても気にしなくていい」という慰めのつもりの言葉は、成長しよう、成功しようという女性の心を折る。まずは大人が、自身のジェンダーバイアスを自覚しながら、それをアンインストールし、次世代の若者や子どもと共に、より性差別的でない価値観を創り出そうとする日常の努力が重要だと思っている。

〔北京会議30年×平和と女性の人権〕

女性の参加なくして 平和はつukれない

ヒューライツ大阪所長 三輪敦子

ジェンダー平等、
人権、平和の節目に

2025年は第4回世界女性会議（以降、北京会議）が開かれ、北京宣言・行動綱領が採択されてから30周年、日本が女性差別撤廃条約を批准して40周年にあたります。また、「女性と平和・安全保障」という新しい問題領域につながった安保理決議1325号が採択25周年を迎えます。そして、広島と長崎への原爆投

下、第二次世界大戦終結、さらに国連創設80周年でもあり、ジェンダー平等、人権、平和にとって重要な節目の年です。

北京会議から30年後の現在を一言で表現するならば、「進展した分野は確かにある。一方で30年前には想像できなかったレベルのバックラッシュ（反発と抵抗）が世界中で多くの女性と少女の人権と尊厳を脅かし、その苛烈さはほとんど戦場と表現する必要がある」と言えるでしょう。

北京会議から 30年のあゆみ

1990年代前半、私は国連女性開発基金（ユニフェム＝現UN Women）のアジア太平洋地域バンコク事務所、北京会議の準備プロセスに携わりました。

当時、ユニフェムが力を入れていたのは女性に関するデータの整備でした。性別のデータがなければ女性が置かれている状況を把握できず、必要な政策を検討することも不可能です。そのため各国の統計局と協力し、性別データの収集・発信を支援していました。

95年の北京会議をきっかけにジェン

ダー状況を理解するためのデータ整備は大きく進展し、どのような会議でもジェンダー平等に言及されるようになりました。クォータ制などの暫定的特別措置の導入により女性の政治参加が進展し、ジェンダーに基づく女性に対する暴力に関する理解も深まっています。差別と不平等の交差性・複合性や性の多様性に関する認識も広がってきました。しかし、そのスピードは遅く、女性と少女の命と人権が危険にさらされています。

「戦場」レベルの 新たな課題

2000年代に入り、ジェンダー平等に向けた実践は、当時には想像できなかった課題に直面しています。

① 変化への反発と抵抗

夫婦別姓を含め女性と男性双方にとって自由な選択肢が増える変化に対し、頑迷な反発と抵抗が示されてきました。それらは往々にして「伝統」や「文化」の名の下で示されます。世界では宗教的原理主義を背景とした暴力的な過激主義の形を取る場合もあり、ジェンダー不平等

と差別的規範が強化されています。

② 危機がもたらす停滞と後退

気候危機、パンデミック、武力紛争、自然災害等の危機は、非正規雇用を始めとする不安定な条件で生計を立てている女性に特に影響を与えます。パンデミック下の休校措置等により増大した女性のケア負担は女性のさらなる困窮につながりました。

③ 技術革新がもたらす暴力と差別

盗撮、リベンジポルノ、ディープフェイク、ネットストーキング、ハイトスピーチを始めとするデジタル暴力が、特に女性と少女に深刻な影響を与えています。生成AIによる暴力や固定観念の強化も懸念されます。SNSが暴力を過激化させていますが、法整備や対応は全く追いついていません。

ほかにも、女性の人権の根幹を形成する「性と生殖に関する健康と権利」、さらに性的マイノリティの人たちの人権をめぐる分断と対立も深刻です。この問題は、第5回世界女性会議が開催される見通しが立たないことの背景にもなっています。

「女性と平和・安全保障」のいま

今年は平和にとって重要な節目の年です。にもかかわらず、多国間主義に背を向け、自国中心主義を標榜する国が増え、世界は軍事化に向かい、核戦争の脅威も増大しています。この状況で考えたいのは、冒頭で触れた国連安保理決議1325号「女性と平和と安全保障」です。1325号に始まる計10本の関連決議では、次の2点を課題としています。

- 「紛争下における性的暴力」および「性的暴力の不処罰」の根絶
- 紛争予防、和平交渉、和平合意、平和維持、平和構築、地域復興等、平和と安全保障に関するあらゆるプロセスへの女性の意味ある参加

1325号決議の最も重要な貢献は、長年にわたり「武力紛争下ではどうしようもないこと」と考えられ、適切な対応が取られてこなかった性的暴力を「根絶すべき国際課題」と確認したことです。決議採択の直接的な契機となったのは、

90年代前半のボスニア紛争の際に「民族浄化」の名の下に敵対勢力の女性に対して行われた集団レイプが世界に与えた衝撃ですが、加えて、「従軍慰安婦」問題を始め、被害を訴え正義の回復を求めた世界各地の女性たちの声が重要な役割を果たしました。

しかし、採択から今日までの25年間で振り返ると、決議が目指す所には、ほとんど近づけていません。国連事務総長報告やバースUN Women事務局長が2025年5月に安保理で行ったスピーチでは、次のような現状が示されています。

- 現在、6億1200万人の女性と少女が紛争地域で生活している。
- 2022年以降、紛争に関連する性的暴力が50%増加。被害者の95%は女性と少女である。

●紛争に関連する性的暴力には、レイプ、性奴隷、強制的売春、強制的妊娠・中絶、強制的不妊手術、強制結婚等、多様な形態が含まれ、被害は少年少女を含む男女に及ぶ。

●世界の妊産婦死亡の61%は、紛争の影響下にある35か国で発生している。

●アフガニスタンでは妊娠に関連する合併症で2時間に一人が命を落としている。ガザでは、何千人もの女性が、爆撃や攻撃に曝されるなか、清潔な水や産後のケアもなく出産している。

平和のプロセスに女性の声と経験を

こうした状況を踏まえ、改めて注目したいのは、1325号決議の柱の一つ「平和の実現に向けたあらゆるレベルでの女性の意味ある参加」です。

事務総長報告によると、2023年には和平交渉の交渉官に占める女性の割合は9:6%にすぎません。和平交渉に関する昨今の報道を思い起こしても、女性が登場することは全くと言っていいほどありません。

ノーベル文学賞を受賞したスウェーダー・レーナ・アレクシエーヴィッチの『戦争は女の顔をしていない』を読むと、ナチスドイツとの「大祖国戦争」に兵士や医師として従軍した女性たちの経験と声が、戦後、周縁化され忘却されたことが分かります。

このことから、女性の声と経験を聞

き、紛争予防と平和構築に反映することこそが「女性の意味ある参加」だと痛感します。そして、その際には、非暴力の思想の価値と意義を思い起こし、「非暴力のカルチャー」を創造することが重要ではないでしょうか。

非暴力については、ガンジーやキング牧師の名前がよく知られていますが、女性の経験と声には両者に負けないメッセージがあるはずです。平和学者ヨハン・ガルトウングが「暴力がない状態」と定義した「積極的平和」の大切さは、ジェンダーに基づく暴力の根絶に向けた実践を通じて女性が訴えてきたことも重なります。

80年前、広島で被爆し瓦礫の下敷きになったサロー節子さんは、暗闇の中で聞いた「諦めるな！ 光に向かって這っていけ」との言葉に押され、命を救われました。軍事化に舵を切った現在の国際社会では、各国の市民社会の存在と声、なかでも女性の声が「光」です。

「非暴力のカルチャー」をつくり、「武器を持って戦い国を守る」というナショナリズムに絡め取られず、女性の経験と声で平和を構想したいと思います。

1970
「核」否定の
思想



この年の全国総会で掲げられた「核」否定の思想。反戦と共に自らを問い直すこの思想を具現化するため、71年から「ひろしまを考える旅」が始まる。74年からは中高生を中心に実施

1980
非武力による
平和を



日本の軍備拡張に反対し、武力によらない平和構築を求める要望書を鈴木善幸総理大臣に提出。前年のソ連によるアフガニスタン侵攻を機に、国内で軍備増強を求める声が高まっていた

2001
女性の権利は
人権！



この頃から女性への暴力やジェンダーの問題が新たな課題に。日韓の青年交流プログラムでは、ジェンダーやセクハラが取りあげられた

1975
和解の道へ



若い世代に戦争や占領の事実を伝え、相互理解と信頼の方策を探るため、韓国YWCAの提案により実現した「日韓コンサルテーション」。過去の歴史を見つめ、和解の道を開こうとする呼びかけだった。「日韓(ユース)カンファレンス」の原点

1992
沖縄を知る・
伝える



1980年代後半から沖縄との連帯を探る動きが高まり、1992年には「沖縄と連帯するプロジェクト」が始まった。現地の新聞から情報を収集・発信する「沖縄タイムズを読む会」の活動もその一つ

2002
武力で平和は
つukれない！



有事関連三法案が審議入りしたこの年は共同行動日を設け、全国一斉に街頭アピールなど多彩なアクションを展開した。その後もSNSなどさまざまな手法で平和を訴えている

100年先の平和へ 私たちの活動は続きます

秘蔵写真に見るYWCAの戦後80年

知る、伝える、
平和をつくる

平和と女性の人権——その歴史の節目となる2025年、日本YWCAは創立120年を迎えました。

1905年の創立以来、女性の自立のために活動してきたYWCAは、敗戦後、戦争中の反省に立ち、平和を求めて働く団体へと大きく舵を切りました。

非核・非暴力による平和構築をめざした80年の歩みを、秘蔵写真から振り返ります。

1946
『女性新聞』
創刊



戦後初の総選挙の前月1946年3月に創刊された『女性新聞』（一部30銭）。選挙権を得た女性に「権利と責任」を説くなど、民主主義を育んだ。朝日新聞の販売ルートに乗せ、最盛期には3万部発行

1947
世界婦人円卓
会議



9か国のYWCAの代表者を迎え、日比谷公会堂で開催。戦後初の国際会議として社会から大きな注目を集めた。女性の社会参画、男女平等、国際交流による平和構築など、新時代の女性の活躍の場が語られた

1958
初の反対運動



YWCAが社会に向けて初めて政治的な発信をしたのが、「警職法」改定案への反対表明。憲法にうたわれている「個人の尊重」に反するとして報道機関に声明を発表、他団体に呼びかけて反対運動を展開

1962
憲法を研究する



地域YWCAの有志により「キリスト者と憲法」研究会が2日にわたって持たれた。その後も学びを続け、70年に「憲法研究会」と改名。約40年にわたり、憲法の啓発や実践に務めた

エンパワーするNGO



加盟YWCA中央委員会報告

先人の思いを未来へつなぐ

昨年11月の全国会員総会にて第34総会期がスタートしてから半年が経つ。今総会期初めての加盟YWCA中央委員会が5月24日、名古屋YWCAのホスピタリティあふれる協力のもと、対面とオンラインのハイブリッドで開催され、新たな顔ぶれが集った。それに先立ち、5月11日にはオンラインで会長会が実施され、各地域YWCAの活動紹介やYWCAのオリエンテーション等が行われた。

樋口さやか会長は開会メッセージの中で、敗戦後80年を迎えて、日本のYWCAの先達がこれまで築いてこられた「ひろしまを考える旅」をはじめとする平和への取り組みを未来へとつないでいきたいと抱負を語った。午前中の議事では今総会期、日本YWCA運営委員会のもとに設置されたミッション連携&会員研修委



員会、Local Action (LA) 推進委員会、ウェブ会員制度運用委員会、国際委員会の4つの委員会が紹介された。理事会からは2024年度決算報告、セーフスペース事業の全国展開やユースのエンパワメント、com7300事業を受け継ぐ「com7300基金」の構想が示された。

昼食時には名古屋YWCAお薦めのお弁当をいただき、地域YWCA自慢のグッズやお菓子等の販売もあった。

午後の部では、今年3月ニューヨークで開催されたCSW69（第69回国連女性の地位委員会）の平行イベントで、沖縄の在日米軍基地問題とその周辺住民が直面している困難についての報告に聴き入った（写真中央）。また、前総会期に実施された第3期LA（地域YWCAを主体とした活動）の6つのプログラムの最

終報告があり、今総会期に実施予定の第4期の概要も発表された。協議では、長年、子ども向けの理科教室や、中高YWCAの37の加盟校の一つである松山東雲中学・高等学校との連携、地域の平和活動に注力されてきた松山YWCAの解散が、皆から惜しまれつつも承認された。さらに、昨年11月の全国会員総会で導入が決まったウェブ会員制度について新制度運用までのスケジュールを聞き、個別の論点のグループ討議を経て、ウェブ会員の会費の提案が承認された。活動の担い手不足、厳しい財政状況と私たちの新たな船出は決して順風ではないが、先人たちの思いを受け継ぎ、ビジョン・ミッションという北極星を目指して進んでいきたい。

日本YWCA書記 吉田亜希



ご協力ありがとうございました

賛助費

牧甫 吉田瑠都

ピースメーカーズ募金

（平和を創り出す女性のリーダーシップ養成）

新倉春美 福田白 松原恵美子

木岡ファミリー基金

株式会社コロンビアスポーツウェア

ジャパン

学校法人女子学院

災害時支援募金

（国内外の災害被災者支援）

嘉屋陽子 杉本陽子 牧甫

（オリブの木キャンベーン募金）

市川美樹 小笠原純恵 野呂和子

吉岡真紀子

京都YWCA ブクラ

（ウクライナ支援）

市川美樹 大野學

戸畑高峰教会

捜真女学校奉仕委員会

（バレスチナYWCA支援）

伊藤邦子 大西陽子 島田麻里

牧甫 吉野かり

公益財団法人名古屋YWCA

公益財団法人京都YWCA

公益財団法人大阪YWCA

公益財団法人神戸YWCA

（ビルマ／ミャンマー支援募金）

青木正彦 青木真理 石橋さなえ

風間マリガン 幸福花江

橋本鏡子 宮本聖美

一般社団法人ガールスカウト大阪府

連盟

東日本大震災被災者支援募金

石井敬子

捜真女学校奉仕委員会

日本YWCAユース・エンパワメント

基金

公益財団法人京都YWCA

公益財団法人大阪YWCA

（2025年4月16日〜6月15日

敬称略）

「訂正」本誌2025年6月号の記載内容に誤りがありました。左記の通り訂正し、お詫びいたします。

4面 本文

（誤）1995年以降、

（正）1945年以降、

6面 本文

（誤）大城陽（ひなた）

（正）大城陽（あきら）

発行所 公益財団法人日本YWCA 〒101-0062 千代田区神田駿河台1-8-11 東京YWCA会館302号室
Tel. 03・3292・6121 Fax. 03・3292・6122 office-japan@ywca.or.jp www.ywca.or.jp

編集発行人 藤谷佐斗子／偶数月1日発行

旬な情報発信しています メールマガ登録 y-net@ywca.or.jp にお名前を送ってください／フェイスブック www.facebook.com/YWCAJapan

メールにてご意見・ご感想をお寄せください。今後の紙面づくりの参考にさせていただきます。 office-japan@ywca.or.jp

無断での複写・転用・転載はご遠慮ください。